平成２２年（フ）第１７１号
新潟県長岡市福道町395番地
債務者　遠山　正敏
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１８３号
新潟県南魚沼市石打1803番地
債務者　森山　スミ
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
新潟県三島郡出雲崎町大字滝谷450番地、前住所新潟県長岡市石動南町28番地８
債務者　吉野　速人
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第３９５号
静岡県沼津市下香貫浜田2990番地の22　パール95・202号室
債務者　仁科　実穂
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３５７号
愛知県一宮市赤見２丁目９番21―302号　ペティオン赤見
債務者　シートリリィこと　ＳＥＥＴ　ＬＩＬＹ
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４５３０号
大阪府門真市上島町38番10号
債務者　静和建設こと　釘本　　満
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６３５号
大阪市鶴見区諸口１丁目３番55号
債務者　宮下　充弘
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４６０号
大阪府大東市諸福５丁目２番39号
債務者　谷村　昌史
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５１３号
大阪府枚方市東船橋１丁目54番地の２―205
債務者　中桐　俊治
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５９８号
大阪府枚方市東香里元町14番24―201号
債務者　中西　明美（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６２２号
大阪市西区立売堀１丁目５番13―801号
債務者　辻　亜土夢
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７７５号
大阪市平野区長吉川辺２丁目北１番３号パークサイド平野202号室
債務者　古森　康成
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７９５号
大阪府八尾市大竹１丁目33番地
債務者　高橋誠一郎
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８２５号
大阪市都島区都島本通４丁目14番14号美幸荘25号
債務者　三浦　早苗
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９５３号
大阪市東淀川区上新庄２丁目７番３―210号
債務者　平山健悟こと　申　　鉉寅
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９７５号
大阪府東大阪市新庄南８番５号
債務者　島インテリアこと　中島　光男
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０２７号
大阪市城東区東中浜１丁目３番24号
債務者　橋村達盛こと　梁　　達盛
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部